

れと併せて、今後金融調整上の必要に応じ、これに対し効果的な規制を行い得るよう万全の用意を整えることであろう。

以上の観点に立つて差当り検討を要するのは次の諸事項であろう。

(1) わが国の現行信用取引が、対象商品取引条件などの面で著しく統一を欠き、かつ定型化されていないことは、消費者信用の規制を困難ならしめるのみでなく、消費者信用取引の健全な発展をも阻害する。この問題は業者の濫立、過当競争、流通機構の未整備などいわば経済構造に根ざす問題で、その簡単な是正は容易ではないが、差当りメーカーの専門販売機関、優良専門機関などの発達を通じて消費者信用取引の秩序づけが行われることに期待したい。

(2) 末端における消費者信用取引と金融との結び

つきが、前述したごとく直接的でないため、金融機関の融資が消費者信用動向の十分な把握なしに行われる一方、流通機構内部での安易な信用取引利用も消費者信用の不安定性をもたらし易い。金融機関の融資審査が厳正化され、消費者信用への金融がより自覚的になされるとともに、これを通じて流通段階における信用取引慣行健全化への指導が加えられることが望ましい。

(3) 消費者信用取引に関し、利用し得る統計が皆無に近く、その実態把握がほとんど不可能な状況にある。販売機関、消費者信用専門機関、金融機関の各段階毎に、信用量、信用条件などに関する最少限の統計整備を図ることは、今後消費者信用の健全な育成を図り、かつ将来の消費者信用規制への用意を整える意味においても急がねばならない。

オーストリアの支払準備制度について

1. はしがき

オーストリアの支払準備制度は昨1955年12月より同国においてはじめて実施せられた制度である。これはまた現時点では世界で最も新しく採用せられた制度でもある。オーストリアは小国ではあるが、その金融組織はウィーンを中心に古くから発達しており、わが国同様企業の銀行依存度が高く、また今次大戦によつて著しい資本損失を被っている。このように銀行に対する資金需要が旺盛な国において支払準備制度が実施され、みるべき効果を収めている事情は参考に値するであろう。また現オーストリア国民銀行（中央銀行）総裁 E. Margaretha が「支払準備制度は諸外国の実例により、その有用なことが実証されているが、これを利用するにあつては、オーストリア特有の事情を考慮する必要がある」と述べているように、その支払準備制度はかなり特色を有している。

2. 採用の経緯

オーストリアは戦後インフレの昂進と国際収支の赤字に悩み、海外援助によつてわずかに経済を維持していたが、同国の蔵相 Kamitz はオーストリア経済の弱点は通貨面にあるとし、1952年中央銀行と協力して金融財政の引締政策を断行、これに成功した。以後も通貨価値安定を前提とする拡大政策をとり、このため金融制度の整備の必要を認め、新中央銀行法、金融機関再建整備法、資本市場育成関係法律の制定に着手した。また1953年秋には国際決済銀行正副総裁等から成る国際委員会が招聘され、同国金融制度全般にわたる勧告を行つた。この勧告のなかで同委員会は「中央銀行は一国の通貨当局としてその任務遂行に必要な権限を付与されねばならないが、特に最低現金準備の保持を要求し、かつその準備率を変更する権限は極めて重要なものである」ことを強調した。この勧告が同国に支払準備制度を導入する一つの契機となつたことは否定しえないであろう。

オーストリアは1938年独逸合併までは金本位制度をとっていたが、その後管理通貨制度に移行し、しかも金融調節手段としては中央銀行の割引政策があるのみとなつた。支払準備制度については何ら規定がなく、公開市場操作についても旧中央銀行定款において、大蔵省証券の買入先は支払能力確実なる者（事実上は銀行）に限るとの一項があるのみであつた。もつとも市中貸出金利（協定）は公定歩合にリンクして定められ、また西ドイツ同様市中各行毎にその自己資本の大きさを標準として中央銀行の再割限度が設けられ、これを超える貸出は公定割引歩合より高率の担保貸付（国債担保 0.5%高、その他証券担保 1%高以上）によることとされている。従つて割引政策の効果は比較的大きく、また1951年末及び52年の公定歩合の引上げ（3.5→5→6%）が市中貸出の抑制に相当な効果を収めたことは一般に認められるところである。しかし、この割引政策の成功には、当時金融機関の中央銀行依存度が著しく高かつたこと、及び戦後持続した低金利インフレ政策から安定政策への転換という基調の変化が、心理的に大きな要因として働いており、また当時たまたま国際原材料価格が低落しており、在庫資金需要が衰えつつあつた事情も無視することができない。従つて今後公定歩合の引上げが当時と同じ引締効果を収めるとは必ずしも期待し得ず、また事実1955年5月の公定歩合引上げ（3.5→4.5%）は十分な実効を収め得なかつた。

更に金融調節手段の不足を認識せしめたのは、53、54年にみられた過剰資金の調節問題である。オーストリアは従来恒常的な国際収支の赤字国であつたが、52年の金融引締政策が効を奏し、53年以降国際収支は受超に転じ金融緩慢の状況を現出した。すなわち、1951年末より54年10月までに金外貨の流入超は93億シリング（3.6億ドル）に達したが、銀行券の発行増は35億シリングにとどまり、市中金融機関はその余裕金を再割商手の償還（15億シリング）にあて、再割商手残高は54年10月末にはわずか1.8億シリングに減少した。中央銀行は規定の不備にもかかわらず、手持大蔵省証券を市中に売却（21億シリング）したが、なお過剰資金を吸収するに至らず、54年10月末の国

内金融機関の中央銀行預け金は28億シリングに達している（51年末5億シリング）。従つてこの間中央銀行は金融調節手段を持たず、中央銀行は外貨とシリングとの単なる引換機関（Konversionskasse）となつたと評せられ、わずかに当局は輸入自由化率の引上げによつてこの状況に対処したにとどまつた。幸い当時過剰資金は中央銀行預け金として保有せられていたが、市中貸出が一斉に増勢に転ずるに及び、54年末頃より過剰準備は中央銀行より流出し完全雇用状態にある経済に対しインフレ要因として働いた。この結果国際収支の悪化を招くに至つたわけであるが、かかる事情が支払準備制度の必要を各方面に感ぜしめ、その採用を促進せしめたことは明らかである。

もつとも新中央銀行法案審議の過程において、一部には公開市場操作の権限を中央銀行に付与すれば十分との見解もあつた。しかし同国の証券市場は著しく発展が立遅れており、発行額も少なくかつ伝統的に金融機関の間接投資によつて消化され、個人、企業の直接投資はわずかである。また財政は52年来均衡財政を堅持し、大蔵省証券の発行額が少ない。このため公開市場操作の効果には限界があり、また新中央銀行法の制定に当り、中央銀行の説明も「支払準備制度が金融市場を規制するのに対し、公開市場操作は資本市場の規制を行うものである」とし、同国における公開市場政策の採用はむしろ社債など長期債市場の育成を主目的とするものであることを明らかにしている（但し国債の中央銀行引受けは禁止されている）。

かかる事情から支払準備制度は「公定歩合政策に並ぶ景気循環の調節手段である」（蔵相Kamitz）として、55年9月に制定された新中央銀行法において特に反対もなく採用されたのである。なお支払準備制度の機能について当局者は次の如く述べている。「中央銀行の通貨価値安定の責務は金本位制度当時に比し現在著しく増大している。しかして通貨量に占める預金通貨の比率は近時いよいよ増大しており、通貨量の規制のためには銀行信用による預金通貨の創出を規制する必要がある。支払準備制度はその有効な手段である」（前中央銀行総裁 Rizzi, 中央銀行四半期報）。

3. 制度の概要

オーストリアの支払準備制度は前述のごとく、1955年9月のオーストリア国民銀行法（中央銀行法）において制度として採用され、同年12月折柄の金融引縮政策の一環として実施された。その概要は以下のごとくである。

(1) 全金融機関に適用

商業銀行（株式銀行、個人銀行）、貯蓄銀行、郵便局、商工業及び農業信用協同組合、振替中央機関、農業中央金庫等全金融機関（但し保険会社を除く）。抵当銀行は抵当証券を発行する長期金融機関であるが、預金の受入れも行っており規制の対象となる。

(2) 準備の対象は小切手預金及び貯蓄預金

小切手預金は小切手によつて引出される取引用の預金で大部分要求払。但し期限付のものもある。貯蓄預金は貯蓄性の預金。なお信託預金、同一顧客の要求払預金で相殺勘定（給付金等）を有するものおよび信用状保証金は対象から除外される。

(3) 準備率の最高限のみを法定し（最低限はない）、この範囲内で中央銀行理事会が比率を変更。

新中央銀行法第43条は中央銀行が「金融機関に対し一定限度の最低預金を中央銀行に保持するよう命令することができる」とし「最低預金の限度は通貨及び信用政策上の見地に基き、個々の金融機関の小切手預金額及び貯蓄預金額の百分比を以て定めるものとする。この比率は各金融機関につき上記預金額の15%を超えてはならない」と規定している。従つて状況によつては準備義務を課さない場合もあるわけで、同じく可変的現金準備制度を有する米国、西ドイツ、カナダ等が、いずれも準備の最低率を法定しているのに比し、同国制度の著しい特色をなしている（ただし、西ドイツのブンデス・バンク法案においても最低限がないことになつている）。なお準備率は個々の金融機関別、金融機関種類別および預金種別に定めることができる。

(4) 支払準備としては中央銀行預け金を原則とするが、金融機関が郵便局乃至中央機関に有する預け金もこれに算入し得る。

同国の郵便局小切手は広く卸売小売取引に流通

し、各金融機関は郵便局に決済資金を置いていゝる。中央機関としては、貯蓄銀行の貯蓄預金の振替決済及び支払準備のためのオーストリア振替中央機関及び農業信用協同組合中央金庫などがある。

(5) 郵便局乃至中央機関は、上記準備預金に算入された預金と見返りに中央銀行に一定額の準備金を保有しなければならない。

これらの機関はそれ自体支払準備機関としての性格をもつが、金融政策上これを放置することはできないので規制の対象とした。但し多額の流動資金を有することから、その準備率は別途中央銀行理事会が定めるものとした。なおこの準備金には中央銀行預け金のほか、理事会の定める割合まで割引適格大蔵省証券（中央銀行預託）を算入できるものとし、その収益性を考慮している。現在中央銀行理事会は、最低預金に算入された預金の全額を中央銀行に再預入しその50%以内を信託的に割引適格大蔵省証券に運用することができることと定めている。

(6) 準備額の計算方法

準備預金残高（実際準備額）の算出は原則として月中平均（営業日）による。これは西ドイツと同様で、準備預金が当座預金であるので相当期間決済資金として用いることができる。一方準備義務額の算出は、商業銀行等は前月末、当月7日、15日、23日の預金残高の平均、またはその選択により前月24日から当月23日までの全営業日の残高平均に準備率を乗じたものを準備義務額とする。中央機関を有する金融機関（貯蓄銀行、農業信用協同組合等）は特定日の準備預金残高が、前月末（農協の場合は前四半期末）の当該金融機関預金残高に準備率を乗じた額に達した場合、所要準備が達成されたものとされる。

(7) 実際の準備預金額が義務額に充たない場合は、その不足額に対し公定歩合プラス3%以内の懲罰利息が課せられる。

1956年8月末現在中央銀行理事会は、公定歩合プラス2%すなわち7%の懲罰利息を定めている。

4. 流動比率との関係

オーストリアの支払準備制度の実施と密接な関

係を有するのは、1951年4月より行われている流動比率の規制である。これは大蔵省が中央銀行の同意の下に商業銀行と協約したもので、商業銀行はその外部負債に対し、一定率の第一線準備（中央銀行ならびに郵便局預け金、手持現金および比率の半ば以内の再割適格大蔵省証券）および流動資産（上記第一線準備のほか取立中の小切手、中央銀行適格手形、金融機関預け金および再割適格大蔵省証券を算入）を預金支払準備として保有することを取極めた。当初流動比率は25%、第一線準備比率はその3分の1と定められたが、52年初および同年末再度にわたり引上げられ、以後第一線準備比率は15%、流動比率は40%に据置かれている。

これらの比率、特に第一線準備比率の規制は、支払準備制度実施までは金融引締手段の一つとしても利用されていた。しかしこれらの固定的な比率の規制は元来銀行の資産構成の健全化を主目的とするものであり、またかかる性格のものとして近く制定される銀行監督法に引継がれる予定である。これに対し支払準備制度は、中央銀行法において特に支払準備金という言葉避けて、最低預金（mindesteinlagen）という言葉を用いていることにも知られるように、直接資金を中央銀行に吸収し通貨量の規制を行うことをその目的とする。事実流動比率の規制は現金準備率操作のごとき乗数倍の効果をもつものではなく、単に資産の運用そのものを規制するにすぎないから、金融の量的規制としてのその効果は極めて限られたものであつた。またある程度直接信用供与量に影響を与える第一線準備比率は必ずしも遵守されなかつた。このため政府は、標準比率を下回る額に対し2%の違約金を課したが（国庫納付）、銀行としては資金を貸出にむける方が依然有利であつたため、事態はさして改善されなかつた。（なおこれら比率の遵守は協定商業銀行に限られ、かつ月末勘定でのみ比率を遵守すれば足りた。）かくして第一線準備比率をも含む流動比率の規制は金融引締手段として有効であつたとは云い難い。

5. 制度実施の効果

昨1955年11月17日、オーストリア中央銀行は、

公定歩合を4.5%から5%に上げると同時に、支払準備制度の実施を決定、12月1日より全金融機関一率に小切手預金、貯蓄預金に対し5%の準備義務を課した。この5%の準備義務は上記第一線準備比率および流動比率とは別途実施されたもので（従つて振替可能）、實際上商業銀行については第一線準備比率15%中における中央銀行及び郵便局預け金準備額とはほぼ等しいものとみられるが、懲罰利息の高率、適用範囲の拡大（従前は商業銀行のみ）などの諸点よりして金融引締要因として作用したことは否定し得ない。

これらの金融引締措置は国際収支の逆調、物価騰貴に対処してとられたものである。すなわち、1953年に始まつた輸出景気が、1954年に入つて国内投資を誘発し完全雇用の結果、同年末頃から輸入の増大及び賃上げが顕著となつた。このため1955年5月公定歩合が1%方引上げられたが、市中銀行は過剰資金を以て貸出に応じ、また一部銀行は中央銀行借入を増加せしめた。支払準備制度の実施はこの過剰準備の流出を抑制しようとするものであつた。もつとも制度実施の12月中における中央銀行預け金平均残高は18億シリングと所要準備義務額に対しなお7億シリングの過剰準備を残していた。しかしもちろんすべての銀行が過剰準備を有したわけではなく、更にそのほとんどは中央銀行借入のある銀行に放出され、借入返済にあてられたため、本年2月にはすでに過剰準備は皆無になつた。その後中央銀行貸出はほとんど増加しておらず、市中銀行の貸出増は貯蓄預金の増加額の範囲内にとどめられ、本年1～6月中18億シリング増と前年同期比で7億シリング減少した。

このため企業は自己資金の引出しを余儀なくされ、小切手預金は1～6月中3億シリング減と昨年同期の7億シリング増と著しい対照を示している。かくして支払準備制度の実施は、割引政策と結びついて金融引締の効果を挙げ、本年上期中貿易戻は入超16億シリングと昨年同期比8億シリングの改善を示し、また投資需要減退、物価の安定が報ぜられている。